

議 案 第 6 8 号

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

官公署出頭休暇の対象範囲を拡大するため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成８年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第２号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。